

頁	改正前	改正後
表紙	<p style="text-align: center;">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年6月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>	<p style="text-align: center;">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年9月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>
測量 ・ 表紙	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年6月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年9月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>
測量 ・ 共通編 -1 (目次)	<p>第1編 共通編……………2 第1条 適用～第26条 発注者の賠償責任(※省略) 第27条 受注者の賠償責任……………11 第28条 部分使用～第38条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置(※省略) <u>(※新設)</u></p>	<p>第1編 共通編……………2 第1条 適用～第26条 発注者の賠償責任(※省略) 第27条 受注者の賠償責任等……………11 第28条 部分使用～第38条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置(※省略) <u>第39条 新技術等の活用……………16</u></p>
測量 ・ 共通編 -5	<p>測量業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出書類 1～2(※省略) 3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が<u>500万円以上</u>の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後<u>10日(休日等を除く)以内</u>に、登録内容の変更時は変更があった日から<u>10日(休日等を除く)以内</u>に、完了時は業務完了後<u>10日(休日等を除く)以内</u>に、訂正時は適宜、<u>登録機関</u>に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p>	<p>測量業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出書類 1～2(※省略) 3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が<u>100万円以上</u>の業務について、<u>一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)</u>が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を<u>書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより</u>監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後<u>原則15日(休日等を除く)以内</u>に、登録内容の変更時は変更があった日から<u>原則15日(休日等を除く)以内</u>に、完了時は業務完了後<u>原則15日(休日等を除く)以内</u>に、訂正時は適宜、<u>JACIC</u>に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p><u>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</u></p> <p><u>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをも</u></p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
	<p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	<p><u>って提出とする。</u>なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。 なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>
<p>測量 ・ 共通編 -11</p>	<p>第 27 条 受注者の賠償責任 1 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 約款第 27 条に規定する一般的損害、約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 約款第 40 条に規定する暇庇責任に係る損害 (3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	<p>第 27 条 受注者の賠償責任等 1 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償<u>又は履行の追完</u>を行わなければならない。 (1) 約款第 27 条に規定する一般的損害、約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 約款第 40 条に規定する契約不適合責任として請求された場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>
<p>測量 ・ 共通編 -11</p>	<p>第 29 条 再委託 1 (※省略) 2 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。 3～4 (※省略)</p>	<p>第 29 条 再委託 1 (※省略) 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項の<u>再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</u> 3～4 (※省略)</p>
<p>測量 ・ 共通編 -13</p>	<p>第 33 条 安全等の確保 1 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成 21 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (2)～(3) (※省略) 2～4 (※省略) 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 (2)～(5) (※省略) 6～8 (※省略)</p>	<p>第 33 条 安全等の確保 1 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和 2 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (2)～(3) (※省略) 2～4 (※省略) 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 (2)～(5) (※省略) 6～8 (※省略)</p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
測量 ・ 共通編 -14	<p>第 36 条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 品質確保のための措置</p> <p>ア（※省略）</p> <p>イ 第三者照査等を実施する者の要件 次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</p> <p>①静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された入札参加資格者であること。</p> <p>②資格者名簿に登録されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。</p> <p>③静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>④落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑤契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去 5 年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑥当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑦要領の別表 2 に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑧入札が執行された日から起算して過去 1 年間に於いて、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。</p> <p>⑨第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p> <p>ウ～エ（※省略）</p> <p>(2)（※省略）</p>	<p>第 36 条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 品質確保のための措置</p> <p>ア（※省略）</p> <p>イ 第三者照査等を実施する者の要件 次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</p> <p>①静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された入札参加資格者であること。</p> <p>②資格者名簿に登録されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。</p> <p><u>③契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の80%以上を有していること。</u></p> <p>④静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>⑤落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑥契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去 5 年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑦当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑧要領の別表 2 に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑨入札が執行された日から起算して過去 1 年間に於いて、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。</p> <p>⑩第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p> <p>ウ～エ（※省略）</p> <p>(2)（※省略）</p>
測量 ・ 共通編 -16	<p><u>(※新設)</u></p>	<p>第 39 条 新技術等の活用</p> <p><u>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。また、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</u></p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
設計 ・ 表紙	<p style="text-align: center;">設計業務等共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年6月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>	<p style="text-align: center;">設計業務等共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年9月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>
設計 ・ 共通編 -1 (目次)	<p>第1編 共通編……………3</p> <p>第1章 総則……………3</p> <p>第1条 適用 ～ 第25条 発注者の賠償責任 (※省略)</p> <p>第26条 受注者の賠償責任……………11</p> <p>第27条 部分使用 ～ 第37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 (※省略)</p> <p>第2章 設計業務一般……………18</p> <p>第1条 環境配慮の条件 ～ 第3条 新技術等の活用 (※省略)</p> <p><u>(※新設)</u></p>	<p>第1編 共通編……………3</p> <p>第1章 総則……………3</p> <p>第1条 適用 ～ 第25条 発注者の賠償責任 (※省略)</p> <p>第26条 受注者の賠償責任等……………11</p> <p>第27条 部分使用 ～ 第37条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 (※省略)</p> <p>第2章 設計業務一般……………18</p> <p>第1条 環境配慮の条件 ～ 第3条 新技術等の活用 (※省略)</p> <p><u>第4条 県産木材の利用……………18</u></p>
設計 ・ 共通編 -7	<p>設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第10条 提出書類</p> <p>1～2 (※省略)</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム (以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後10日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後10日 (休日等を除く) 以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15日間 (休日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	<p>設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第10条 提出書類</p> <p>1～2 (※省略)</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、<u>一般財団法人日本建設情報総合センター (以下「JACIC」という。) が実施している業務実績情報システム</u> (以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後原則15日 (休日等を除く) 以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p><u>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</u></p> <p><u>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもちて提出とする。</u>なお、変更時と完了時の間が15日間 (休日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
設計 ・ 共通編 -11	<p>第26条 受注者の賠償責任</p> <p>1 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) (※省略)</p> <p>(2) 約款第40条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) (※省略)</p>	<p>第26条 受注者の賠償責任等</p> <p>1 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) (※省略)</p> <p>(2) 約款第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) (※省略)</p>
設計 ・ 共通編 -12	<p>第28条 再委託</p> <p>1 (※省略)</p> <p>2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>3～4 (※省略)</p>	<p>第28条 再委託</p> <p>1 (※省略)</p> <p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3～4 (※省略)</p>
設計 ・ 共通編 -15	<p>第35条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 品質確保のための措置</p> <p>ア (※省略)</p> <p>イ 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</p> <p>①静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。</p> <p>②資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。</p> <p>③静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>④落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑤契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑥当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑦要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑧入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。</p> <p>⑨第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p> <p>ウ～エ (※省略)</p> <p>(2) (※省略)</p>	<p>第35条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 品質確保のための措置</p> <p>ア (※省略)</p> <p>イ 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</p> <p>①静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。</p> <p>②資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。</p> <p>③契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の80%以上を有していること。</p> <p>④静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>⑤落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑥契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑦当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑧要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑨入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。</p> <p>⑩第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p> <p>ウ～エ (※省略)</p> <p>(2) (※省略)</p>
設計 ・ 共通編 -18	<p>第2章 設計業務一般</p> <p>(※新設)</p>	<p>第2章 設計業務一般</p> <p>第4条 県産木材の利用</p> <p>1 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合は、現場条件、景観特性、維持管理、経済性等を踏まえた上で、木材（現地発生材を含む）を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>2 受注者は、詳細設計における工法または材料等の選定においては、現場条件、景観特性、維持管理、経済性等を踏まえた上で、木材（現地発生材を含む）を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法または材料等を決定した後に設計を行うものとする。</p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
設計 ・ 森林 整備 保全編 -1 (目次)	第3編 森林整備保全 設計編……………5 第1章 設計業務等一般 (※省略) 第2章 治山設計業務……………10 第1 治山ダム工設計……………10 第1条 治山ダム工予備設計～第2条 治山ダム工実施設計 (※省略) <u>(※新設)</u> <u>(※新設)</u> 第2 流木対策……………13 <u>第3条</u> 流木対策調査……………13 <u>第4条</u> 流木対策計画……………14 <u>第5条</u> 流木対策工予備設計……………16 <u>第6条</u> 流木対策工実施設計……………18 第3 流路工……………20 <u>第7条</u> 流路工実施設計……………20 <u>第8条</u> 成果物……………21 第4 山腹工等……………27 <u>第9条</u> 山腹工設計……………27 <u>第10条</u> 海岸防災林造成の設計……………28 <u>第11条</u> 防風林造成の設計……………29 <u>第12条</u> なだれ防止林造成の設計……………29 <u>第13条</u> 土砂流出防止林造成の設計……………30 <u>第14条</u> 保安林整備の設計……………31 <u>第15条</u> 保安林管理道の設計……………32 <u>第16条</u> 水土保持治山等の設計……………32 <u>第17条</u> 成果物……………33 第5 地すべり防止工……………33 <u>第18条</u> 設計計画……………33 <u>第19条</u> 地すべり防止工の位置決定……………33 <u>第20条</u> 抑制工の設計……………34 <u>第21条</u> 抑止工の設計……………38 <u>第22条</u> 治山ダム工等の設計……………39 <u>第23条</u> 十留工等の設計……………39 <u>第24条</u> 照査……………39 <u>第25条</u> 報告書作成……………39 第6 防潮工 (海岸防災林造成) ……40 <u>第26条</u> 基本設計……………40 <u>第27条</u> 実施設計……………42 第3章 治山計画作成等業務～第7章 林道橋定期点検業務 (※省略)	第3編 森林整備保全 設計編……………5 第1章 設計業務等一般 (※省略) 第2章 治山設計業務……………10 第1 治山ダム工設計……………10 第1条 治山ダム工予備設計～第2条 治山ダム工実施設計 (※省略) <u>第3条 治山ダム (透水性・遮水型) 実施設計……………13</u> <u>第4条 治山ダム (透過型) 実施設計……………14</u> 第2 流木対策……………15 <u>第5条</u> 流木対策調査……………15 <u>第6条</u> 流木対策計画……………17 <u>第7条</u> 流木対策工予備設計……………18 <u>第8条</u> 流木対策工実施設計……………20 第3 流路工……………22 <u>第9条</u> 流路工実施設計……………22 <u>第10条</u> 成果物……………23 第4 山腹工等……………29 <u>第11条</u> 山腹工設計……………29 <u>第12条</u> 海岸防災林造成の設計……………30 <u>第13条</u> 防風林造成の設計……………31 <u>第14条</u> なだれ防止林造成の設計……………31 <u>第15条</u> 土砂流出防止林造成の設計……………32 <u>第16条</u> 保安林整備の設計……………33 <u>第17条</u> 保安林管理道の設計……………33 <u>第18条</u> 水土保持治山等の設計……………34 <u>第19条</u> 成果物……………35 第5 地すべり防止工……………35 <u>第20条</u> 設計計画……………35 <u>第21条</u> 地すべり防止工の位置決定……………35 <u>第22条</u> 抑制工の設計……………36 <u>第23条</u> 抑止工の設計……………40 <u>第24条</u> 治山ダム工等の設計……………41 <u>第25条</u> 十留工等の設計……………41 <u>第26条</u> 照査……………41 <u>第27条</u> 報告書作成……………41 第6 防潮工 (海岸防災林造成) ……42 <u>第28条</u> 基本設計……………42 <u>第29条</u> 実施設計……………44 第3章 治山計画作成等業務～第7章 林道橋定期点検業務 (※省略)
設計 ・ 森林 整備 保全編 -7	第3編 森林整備保全 設計編 第1章 設計業務等一般 第11条 設計業務の成果 1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 なお、 <u>治山ダム工設計において (簡略版) を適用する場合には</u> 、2の内容によりとりまとめるものとする。 (1) ～ (7) (※省略) <u>2 治山ダム工設計の成果品 (簡略版)</u> <u>業務の成果については、次の項目に準じて報告書を作成するものとする。</u> <u>(1) 設計説明書</u> <u>設計条件、構造物の規模、型式等の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を簡潔に記載する。</u> <u>(2) 設計図面</u> <u>設計に関する一般事項又は設計図書により作成する。</u>	第3編 森林整備保全 設計編 第1章 設計業務等一般 第11条 設計業務の成果 1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 なお、 <u>治山ダム設計Bの場合は</u> 、2の内容によりとりまとめるものとする。 (1) ～ (7) (※省略) <u>2 治山ダム設計Bの成果品</u> <u>(1) 設計説明書</u> <u>現地踏査等により把握した現地状況を示す写真とともにその結果をとりまとめるものとする。</u> <u>設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を的確かつ詳細に解説し取りまとめるものとする。</u> <u>(2) 設計図面</u> <u>設計図面は、標準仕様書及び特記仕様書により作成するものとする。</u>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
	<p>(3) <u>数量計算</u> 数量計算書、材料表等は、根拠を明確にして算出し、工種別等に区分して作成する。</p> <p>(4) <u>設計計算書</u> 設計条件、使用した理論、計算式、文献等及び計算過程を明記する。</p>	<p>(3) <u>数量計算書</u> 数量計算書は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」及び「森林整備保全事業数量算出要領」（林野庁・最新版）により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別にとりまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>(4) <u>その他（使用した理論、計算式、文献等）</u> 設計説明書、設計図面及び数量計算書に用いた理論、計算式の根拠資料として計算過程及び文献等を明記する。 現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</p>
<p>設計 ・ 森林 整備 保全編 -13</p>	<p>第2章 治山設計業務 第1 治山ダム工設計 <u>(※新設)</u></p>	<p>第2章 治山設計業務 第1 治山ダム工設計 <u>第3条 治山ダム（透水型・遮水型）実施設計</u> 1 業務目的 治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等（以下「治山ダム等」という。）の実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 2 業務内容 (1) <u>設計計画</u> 受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第12条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) <u>現地踏査</u> 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 (3) <u>基本事項検討</u> 受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督員に報告しなければならない。 (4) <u>施設設計</u> 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。 なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督員と協議しなければならない。 (5) <u>数量計算</u> 受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。 数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。 ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量 イ 土量については、土質、土量変化率 ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等 エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格 (6) <u>照査</u> 受注者は、共通編第8条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。 イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 エ 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。 (7) <u>設計説明書</u> 現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
設計 ・ 森林 整備 保全編 -14	<p><u>(※新設)</u></p>	<p>第4条 治山ダム(透過型)実施設計</p> <p>1 業務目的 <u>治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等(以下「治山ダム等」という。)の実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</u></p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 <u>受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第12条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 現地踏査 <u>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、土石流・流木対策に関する調査(第5条に基づく調査後の変化に関する調査)、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物、及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</u></p> <p>(3) 基本事項検討 <u>受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督員に報告しなければならない。</u></p> <p>(4) 施設設計 <u>受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。</u> <u>なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>(5) 数量計算 <u>受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。</u> <u>数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。</u> ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量 イ 土量については、土質、土量変化率 ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等 エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格</p> <p>(6) 照査 <u>受注者は、共通編第8条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u> ア 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。 イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 エ 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</p> <p>(7) 設計説明書 <u>現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</u></p>
設計 ・ 森林 整備 保全編 -15 ～ -22	<p>第2 流木対策 第3条 流木対策調査(※条文省略) 第4条 流木対策計画(※条文省略) 第5条 流木対策工予備設計(※条文省略) 第6条 流木対策工実施設計(※条文省略)</p> <p>第3 流路工 第7条 流路工実施設計(※条文省略)</p>	<p>第2 流木対策 第5条 流木対策調査(※条文省略) 第6条 流木対策計画(※条文省略) 第7条 流木対策工予備設計(※条文省略) 第8条 流木対策工実施設計(※条文省略)</p> <p>第3 流路工 第9条 流路工実施設計(※条文省略)</p>

頁	改正前	改正後																																																																																																												
設計 ・ 森林 整備 保全編 -23	<p>第8条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第17条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>1 溪間工予備設計の成果物 表3-1 溪間工予備設計の成果物一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>(1) 治山ダム等形式の選定 (2) 比較案作成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 本体工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画検討</td> <td>(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">予備設計図</td> <td>位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:500~1:1,000</td> </tr> <tr> <td>縦断図</td> <td>H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200</td> </tr> <tr> <td>構造図</td> <td>1:100~1:500</td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討			配置設計	(1) 治山ダム等形式の選定 (2) 比較案作成			施設設計検討	(1) 本体工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討			概算工事費	概算工事費			最適案の選定	比較案評価、最適案選定			施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			報告書作成	報告書			予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000		平面図	1:500~1:1,000	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	構造図	1:100~1:500	<p>第10条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第17条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>1 治山ダム設計A (治山ダム予備設計)の成果物 表3-1 治山ダム設計A (治山ダム予備設計)の成果物一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>(1) 治山ダム等形式の選定 (2) 比較案作成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 本体工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画検討</td> <td>(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">予備設計図</td> <td>位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:500~1:1,000</td> </tr> <tr> <td>縦断図</td> <td>H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200</td> </tr> <tr> <td>構造図</td> <td>1:100~1:500</td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討			配置設計	(1) 治山ダム等形式の選定 (2) 比較案作成			施設設計検討	(1) 本体工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討			概算工事費	概算工事費			最適案の選定	比較案評価、最適案選定			施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			報告書作成	報告書			予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000		平面図	1:500~1:1,000	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	構造図	1:100~1:500
	設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																																										
	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																																																												
	基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討																																																																																																												
	配置設計	(1) 治山ダム等形式の選定 (2) 比較案作成																																																																																																												
	施設設計検討	(1) 本体工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討																																																																																																												
	概算工事費	概算工事費																																																																																																												
	最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																																																												
	施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討																																																																																																												
	照査	照査報告書																																																																																																												
	総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																																												
	報告書作成	報告書																																																																																																												
	予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																											
		平面図	1:500~1:1,000																																																																																																											
		縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200																																																																																																											
構造図		1:100~1:500																																																																																																												
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																																											
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																																																													
基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討																																																																																																													
配置設計	(1) 治山ダム等形式の選定 (2) 比較案作成																																																																																																													
施設設計検討	(1) 本体工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討																																																																																																													
概算工事費	概算工事費																																																																																																													
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																																																													
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討																																																																																																													
照査	照査報告書																																																																																																													
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																																													
報告書作成	報告書																																																																																																													
予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000																																																																																																												
	平面図	1:500~1:1,000																																																																																																												
	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200																																																																																																												
	構造図	1:100~1:500																																																																																																												

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後																																																																																
設計 ・ 森林 整備 保全編 -25	2 溪間工実施設計 の成果物 表3-2 溪間工実施設計 の成果物一覧	2 治山ダム設計A (治山ダム詳細設計) の成果物 表3-2 治山ダム設計A (治山ダム詳細設計) の成果物一覧																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果と りまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、設計 図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び 仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計図</td> <td>(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果と りまとめ			基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、設計 図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計			施工計画及び 仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果と りまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、設計 図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び 仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計図</td> <td>(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果と りまとめ			基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、設計 図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計			施工計画及び 仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	
	設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																														
	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果と りまとめ																																																																																
	基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件																																																																																
	施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、設計 図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計																																																																																
	施工計画及び 仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計																																																																																
	数量計算	数量計算書																																																																																
	照査	照査報告書																																																																																
	総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項																																																																																
報告書作成	報告書																																																																																	
実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200																																																																																
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																															
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果と りまとめ																																																																																	
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件																																																																																	
施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、設計 図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計																																																																																	
施工計画及び 仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計																																																																																	
数量計算	数量計算書																																																																																	
照査	照査報告書																																																																																	
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項																																																																																	
報告書作成	報告書																																																																																	
実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200																																																																																

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後																																																																																					
設計 ・ 森林 整備 保全編 -26	3 溪間工実施設計 の成果物（簡略版） 表3-3 溪間工実施設計の成果物（簡略版）一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">溪間工実施設計</td> <td>設計説明書</td> <td></td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）</td> <td>1/50,000 1/25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1/1,000 必要に応じ 1/200 ～ 1/2,000</td> <td>等高線の間隔は、 2～10m</td> </tr> <tr> <td>縦断面図</td> <td>水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10未満は水平の5 倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の2倍 を標準とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図</td> <td>1/100 必要に応じ 1/10～ 1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造図</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>詳細図</td> <td>1/10～1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間詰図等</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td>数量計算</td> </tr> <tr> <td>掘削（床掘り）図</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td>数量計算</td> </tr> <tr> <td>数量計算書又は計算図</td> <td>適宜</td> <td>CD等による納品</td> </tr> <tr> <td>設計計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考資料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	溪間工実施設計	設計説明書		A4版	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000 1/25,000		平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200 ～ 1/2,000	等高線の間隔は、 2～10m	縦断面図	水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10未満は水平の5 倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の2倍 を標準とする。		横断面図	1/100 必要に応じ 1/10～ 1/200		構造図	1/100 又は 1/200		詳細図	1/10～1/50		標準図	適宜		間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算	掘削（床掘り）図	1/100 又は 1/200	数量計算	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品	設計計算書			その他参考資料			3 治山ダム設計B実施設計 の成果物 表3-3 治山ダム設計B実施設計の成果物一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">設計計画 現地踏査 基本事項検討 施設設計 設計説明書作成</td> <td>設計説明書 現地踏査とりまとめ結果 現地写真</td> <td></td> <td>A4縦</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">施設設計 図 面 類</td> <td>位置図</td> <td>1/50,000</td> <td>原則として国土地理院作成の地形図</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1/1,000以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断面図</td> <td>1/1,000以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図</td> <td>1/1,000以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造図</td> <td>1/100以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削（床掘り）図</td> <td>構造図と同縮尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間詰及び埋戻し図</td> <td>構造図と同縮尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設図 その他図面</td> <td>監督員と協議 監督員と協議</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書 計算した理論、計算書、文献等 その他</td> <td></td> <td>特記仕様書による</td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	設計計画 現地踏査 基本事項検討 施設設計 設計説明書作成	設計説明書 現地踏査とりまとめ結果 現地写真		A4縦	施設設計 図 面 類	位置図	1/50,000	原則として国土地理院作成の地形図	平面図	1/1,000以上		縦断面図	1/1,000以上		横断面図	1/1,000以上		構造図	1/100以上		掘削（床掘り）図	構造図と同縮尺		間詰及び埋戻し図	構造図と同縮尺		仮設図 その他図面	監督員と協議 監督員と協議		数量計算	数量計算書 計算した理論、計算書、文献等 その他		特記仕様書による	照査	照査報告書		
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																				
溪間工実施設計	設計説明書		A4版																																																																																				
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000 1/25,000																																																																																					
	平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200 ～ 1/2,000	等高線の間隔は、 2～10m																																																																																				
	縦断面図	水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10未満は水平の5 倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の2倍 を標準とする。																																																																																					
	横断面図	1/100 必要に応じ 1/10～ 1/200																																																																																					
	構造図	1/100 又は 1/200																																																																																					
	詳細図	1/10～1/50																																																																																					
	標準図	適宜																																																																																					
	間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算																																																																																				
	掘削（床掘り）図	1/100 又は 1/200	数量計算																																																																																				
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品																																																																																				
	設計計算書																																																																																						
	その他参考資料																																																																																						
	設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																			
設計計画 現地踏査 基本事項検討 施設設計 設計説明書作成	設計説明書 現地踏査とりまとめ結果 現地写真		A4縦																																																																																				
	施設設計 図 面 類	位置図	1/50,000	原則として国土地理院作成の地形図																																																																																			
平面図		1/1,000以上																																																																																					
縦断面図		1/1,000以上																																																																																					
横断面図		1/1,000以上																																																																																					
構造図		1/100以上																																																																																					
掘削（床掘り）図		構造図と同縮尺																																																																																					
間詰及び埋戻し図		構造図と同縮尺																																																																																					
仮設図 その他図面		監督員と協議 監督員と協議																																																																																					
数量計算	数量計算書 計算した理論、計算書、文献等 その他		特記仕様書による																																																																																				
照査	照査報告書																																																																																						
設計 ・ 森林 整備 保全編 -29 ～ -44	第4 山腹工等 第9条 山腹工設計 （※条文省略） 第10条 海岸防災林造成の設計 （※条文省略） 第11条 防風林造成の設計 （※条文省略） 第12条 なだれ防止林造成の設計 （※条文省略） 第13条 土砂流出防止林造成の設計 （※条文省略） 第14条 保安林整備の設計 （※条文省略） 第15条 保安林管理道の設計 （※条文省略） 第16条 水土保持山等の設計 （※条文省略） 第17条 成果物 （※条文省略） 第5 地すべり防止工 第18条 設計計画 （※条文省略） 第19条 地すべり防止工の位置決定 （※条文省略） 第20条 抑制工の設計 （※条文省略） 第21条 抑止工の設計 （※条文省略） 第22条 治山ダム工等の設計 （※条文省略） 第23条 土留工等の設計 （※条文省略） 第24条 照査 （※条文省略） 第25条 報告書作成 （※条文省略） 第6 防潮工（海岸防災林造成） 第26条 基本設計 （※条文省略） 第27条 実施設計 （※条文省略）	第4 山腹工等 第11条 山腹工設計 （※条文省略） 第12条 海岸防災林造成の設計 （※条文省略） 第13条 防風林造成の設計 （※条文省略） 第14条 なだれ防止林造成の設計 （※条文省略） 第15条 土砂流出防止林造成の設計 （※条文省略） 第16条 保安林整備の設計 （※条文省略） 第17条 保安林管理道の設計 （※条文省略） 第18条 水土保持山等の設計 （※条文省略） 第19条 成果物 （※条文省略） 第5 地すべり防止工 第20条 設計計画 （※条文省略） 第21条 地すべり防止工の位置決定 （※条文省略） 第22条 抑制工の設計 ※条文は省略 第23条 抑止工の設計 （※条文省略） 第24条 治山ダム工等の設計 （※条文省略） 第25条 土留工等の設計 （※条文省略） 第26条 照査 （※条文省略） 第27条 報告書作成 （※条文省略） 第6 防潮工（海岸防災林造成） 第28条 基本設計 （※条文省略） 第29条 実施設計 （※条文省略）																																																																																					

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
地質 ・ 表紙	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年6月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年9月</u></p> <p style="text-align: center;">静岡県交通基盤部監修</p>
地質 ・ 共通編 -1 (目次)	<p>第1編 共通編……………3 第1条 適用～第26条 発注者の賠償責任(※省略) 第27条 受注者の賠償責任……………10 第27条 部分使用～第38条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置(※省略)</p>	<p>第1編 共通編……………3 第1条 適用～第26条 発注者の賠償責任(※省略) 第27条 受注者の賠償責任等……………10 第27条 部分使用～第38条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置(※省略)</p>
地質 ・ 共通編 -6	<p>地質・土質調査業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出書類 1～2(※省略)</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が<u>500万円以上</u>の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後<u>10日(休日等を除く)以内</u>に、登録内容の変更時は変更があった日から<u>10日(休日等を除く)以内</u>に、完了時は業務完了後<u>10日(休日等を除く)以内</u>に、訂正時は適宜、<u>登録機関</u>に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、<u>登録機関</u>に登録申請しなければならない。 なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書 第1編 共通編 第11条 提出書類 1～2(※省略)</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が<u>100万円以上</u>の業務について、<u>一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)</u>が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を<u>書面又は</u>テクリスから監督員に<u>送信される電子メールにより</u>監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後<u>原則15日(休日等を除く)以内</u>に、登録内容の変更時は変更があった日から<u>原則15日(休日等を除く)以内</u>に、完了時は業務完了後<u>原則15日(休日等を除く)以内</u>に、訂正時は適宜、<u>JACIC</u>に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p><u>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</u></p> <p><u>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。</u>なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、<u>JACIC</u>に登録申請しなければならない。 なお、受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>
地質 ・ 共通編 -10	<p>第27条 受注者の賠償責任 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1)(※省略) (2) 約款第40条に規定する、<u>瑕疵責任に係る損害</u> (3)(※省略)</p>	<p>第27条 受注者の賠償責任等 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償<u>又は履行の追完</u>を行わなければならない。 (1)(※省略) (2) 約款第40条に規定する<u>契約不適合責任として請求された場合</u> (3)(※省略)</p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
地質 ・ 共通編 -11	<p>第 29 条 再委託</p> <p>1 (※省略)</p> <p>2 <u>契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は</u>、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>3～4 (※省略)</p>	<p>第 29 条 再委託</p> <p>1 (※省略)</p> <p>2 <u>受注者は</u>、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、<u>発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p>3～4 (※省略)</p>
地質 ・ 共通編 -13	<p>第 33 条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房<u>技術審議官通達平成 21 年 3 月 31 日</u>)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2)～(4) (※省略)</p> <p>2～4 (※省略)</p> <p>5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (<u>建設省事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日</u>)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2)～(5) (※省略)</p> <p>6～9 (※省略)</p>	<p>第 33 条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房<u>技術審議官通達令和 2 年 3 月</u>)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2)～(4) (※省略)</p> <p>2～4 (※省略)</p> <p>5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (<u>国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日</u>)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2)～(5) (※省略)</p> <p>6～9 (※省略)</p>
地質 ・ 共通編 -14	<p>第 36 条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 品質確保のための措置</p> <p>ア (※省略)</p> <p>イ 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</p> <p>①静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。</p> <p>②資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。</p> <p>③静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>④落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑤契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去 5 年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑥当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑦要領の別表 2 に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑧入札が執行された日から起算して過去 1 年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。</p> <p>⑨第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p> <p>ウ～エ (※省略)</p> <p>(2) (※省略)</p>	<p>第 36 条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 品質確保のための措置</p> <p>ア (※省略)</p> <p>イ 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</p> <p>①静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。</p> <p>②資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。</p> <p>③<u>契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の 80%以上を有していること。</u></p> <p>④静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>⑤落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑥契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去 5 年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑦当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑧要領の別表 2 に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑨入札が執行された日から起算して過去 1 年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。</p> <p>⑩第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p> <p>ウ～エ (※省略)</p> <p>(2) (※省略)</p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
地質・農地編-1 (目次)	<p>第2編 農地 地質・土質調査編</p> <p>第1章 ボーリング調査 ～ 第2章 サンプリング (※省略)</p> <p>第3章 サウンディング</p> <p>第1節 標準貫入試験 ～ 第2節 スウェーデン式サウンディング試験 (※省略)</p> <p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験……………9</p> <p>第1条 目的 ～ 第3条 成果物 (※省略)</p> <p>第4節 ポータブルコーン試験 ～ 第5節 簡易動的コーン貫入試験 (※省略)</p> <p>第4章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験……………11</p> <p>第1条 目的 ～ 第2条 成果物 (省略)</p> <p>第2節 地盤の平板載荷試験 ～ 第8節 電気検層 (※省略)</p> <p>第5章 解析等調査業務 ～ 第14章 舗装土質試験 (CBR試験) (※省略)</p>	<p>第2編 農地 地質・土質調査編</p> <p>第1章 ボーリング調査 ～ 第2章 サンプリング (※省略)</p> <p>第3章 サウンディング</p> <p>第1節 標準貫入試験 ～ 第2節 スウェーデン式サウンディング試験 (※省略)</p> <p>第3節 <u>機械式コーン (オランダ式二重管コーン)</u> 貫入試験……………9</p> <p>第1条 目的 ～ 第3条 成果物 (※省略)</p> <p>第4節 ポータブルコーン試験 ～ 第5節 簡易動的コーン貫入試験 (※省略)</p> <p>第4章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験</u>) ……………11</p> <p>第1条 目的 ～ 第2条 成果物 (省略)</p> <p>第2節 地盤の平板載荷試験 ～ 第8節 電気検層 (※省略)</p> <p>第5章 解析等調査業務 ～ 第14章 舗装土質試験 (CBR試験) (※省略)</p>
地質・農地編-6	<p>第2編 農地 地質・土質調査編</p> <p>第1章 ボーリング調査</p> <p>第1節 機械ボーリング</p> <p>第4条 成果物</p> <p>1 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (※省略)</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>(4) (※省略)</p>	<p>第2編 農地 地質・土質調査編</p> <p>第1章 ボーリング調査</p> <p>第1節 機械ボーリング</p> <p>第4条 成果物</p> <p>1 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (※省略)</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。<u>採取したコアの提出要否については、監督員と協議するものとする。</u></p> <p>(4) (※省略)</p>
地質・農地編-9	<p>第3章 サウンディング</p> <p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>第7条 目的</p> <p>オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p>	<p>第3章 サウンディング</p> <p>第3節 <u>機械式コーン (オランダ式二重管コーン)</u> 貫入試験</p> <p>第7条 目的</p> <p><u>機械式コーン (オランダ式二重管コーン)</u> 貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p>
	<p>第8条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1220 (オランダ式二重管コーン貫入試験方法) によるものとする。</p> <p>2～3 (※省略)</p>	<p>第8条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1220 (<u>機械式コーン (オランダ式二重管コーン)</u> 貫入試験方法) によるものとする。</p> <p>2～3 (※省略)</p>
	<p>第9条 成果物</p> <p>1 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A1220 (オランダ式二重管コーン貫入試験方法) により整理するものとする。</p>	<p>第9条 成果物</p> <p>1 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A1220 (<u>機械式コーン (オランダ式二重管コーン)</u> 貫入試験方法) により整理するものとする。</p>
地質・農地編-11	<p>第4章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験</p> <p>第1条 目的</p> <p>孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>	<p>第4章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験</u>)</p> <p>第1条 目的</p> <p>孔内水平載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験</u>) は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
地質 ・ 森林 整備 保全編 -13	第3編 森林整備保全 地質・土質調査編 第3章 土質調査（海岸） 第7条 原位置試験 1～3（※省略） 4 孔内水平載荷試験 (1)～(3)（※省略） 5～7（※省略）	第3編 森林整備保全 地質・土質調査編 第3章 土質調査（海岸） 第7条 原位置試験 1～3（※省略） 4 孔内水平載荷試験 <u>（プレッシャーメータ試験）</u> (2)～(3)（※省略） 5～7（※省略）

「農林土木業務委託共通仕様書の一部改正」新旧対照表

頁	改正前	改正後
工事監理補助 ・ 表紙	<p style="text-align: center;"> 工事監理補助業務等共通仕様書 (農林土木工事) <u>令和元年6月</u> 静岡県交通基盤部監修 </p>	<p style="text-align: center;"> 工事監理補助業務等共通仕様書 (農林土木工事) <u>令和2年9月</u> 静岡県交通基盤部監修 </p>
工事監理補助 -3	<p> 工事監理補助業務等共通仕様書 第6条 業務実施報告書 現場技術員は、<u>前条</u>第2項の(1)から(3)の業務を行ったときには、その都度速やかに次に掲げる各号の事項を記入した業務実施報告書(様式第2号)を監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。 (1)～(2)(※省略) </p>	<p> 工事監理補助業務等共通仕様書 第6条 業務実施報告書 現場技術員は、<u>第4条</u>第2項の(1)から(3)の業務を行ったときには、その都度速やかに次に掲げる各号の事項を記入した業務実施報告書(様式第2号)を監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。 (1)～(2)(※省略) </p>